

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月1日
【届出者の氏名又は名称】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 - 5449 - 6310
【事務連絡者氏名】	経理部マネージャー 櫻井 康芳
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社を指し、「対象者」とは、株式会社アイレップを指します。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年10月28日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第2項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 第1 公開買付要項

#### 6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第1【公開買付要項】

### 6【株券等の取得に関する許可等】

#### (2)【根拠法令】

##### (訂正前)

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正法を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、本公開買付けによる株式取得に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日間を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「待機期間」といいます。）。

公開買付者は、平成22年10月1日（金曜日）付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されています。従って、待機期間は原則として平成22年10月31日（日曜日）の経過をもって終了する予定です。本公開買付けによる対象者普通株式の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。なお、公開買付期間満了の日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から対象者普通株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡等を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号の「許可等」が得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく、排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合には、訂正届出書を提出いたします。

##### (訂正後)

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正法を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、本公開買付けによる株式取得に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日間を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「待機期間」といいます。）。

公開買付者は、平成22年10月1日（金曜日）付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されており、待機期間は平成22年10月31日（日曜日）の経過をもって終了いたしました。本公開買付けによる対象者普通株式の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。なお、公開買付期間満了の日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から対象者普通株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡等を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号の「許可等」が得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。もっとも、公開買付者は、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けておりませんので、上記待機期間の終了により、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間は終了しております。

#### (3)【許可等の日付及び番号】

##### (訂正前)

該当事項はありません。

##### (訂正後)

許可等の日付 平成22年11月1日（独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間の終了による）

許可等の番号 公経株第137号（事前届出における受理番号）